（検査成績の記録等）

第九条　（略）

2　前項の規定による記録（第十三条の二において単に「記録」という。）は、二年九月間（車両総重量八トン以上の貨物の運送の用に供する自動車（軽自動車を除く。）及び乗車定員十一人以上の自動車に係るものにあつては一年九月間、乗車定員十人以下の人の運送の用に供する自動車であつて四輪以上のもの（広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）及び二輪の小型自動車に係るものにあつては三年九月間）保存しなければならない。

（申請書等の記載事項の制限）

第十三条　この省令の規定により申請書その他の書面を国土交通大臣又は機構に提出しようとする者は、当該申請書その他の書面には、国土交通大臣が告示で定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

（検査成績の記録事項の制限等）

第十三条の二　指定製作者等は、記録には、国土交通大臣が告示で定めるところにより、適切に実施した完成検査の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

2　指定製作者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、記録に虚偽の記載をすることができないようにするために必要な措置を講じなければならない。

（自動車型式指定規則の一部改正）

第二条　自動車型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
（指定の効力の停止）	（指定の効力の停止）
第四条の二　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。	**第四条の二**　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。
一　指定製作者等が第七条、第七条の二、第七条の三、第八条第二項、第九条、第十条及び第十三条の二の規定に違反したとき。	一　指定製作者等が第七条、第八条第二項、第九条及び第十条の規定に違反したとき。
二～四　（略）	二～四　（略）
（装置型式指定規則の一部改正）	
第三条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。	
改正後	改正前
（勧告）	（新設）
第九条の二　国土交通大臣は、指定製作者等がこの省令の規定に違反したときは、当該指定製作者等に対し、その是正のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。	
（共通構造部型式指定規則の一部改正）	
第四条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。	
改正後	改正前
（勧告）	（新設）
第九条の二　国土交通大臣は、指定製作者等がこの省令の規定に違反したときは、当該指定製作者等に対し、その是正のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年六月三十日から施行する。ただし、第一条中自動車型式指定規則第三条第二項第九号ロ、第三条の四及び第四条の二の改正規定、第三条の規定並びに第四条の規定は、公布の日から施行する。

（自動車型式指定規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現に自動車の型式についての指定を受けている者は、この省令の施行後遅滞なく、当該自動車に係る改正後の自動車型式指定規則第三条第二項第四号に掲げる書面を国土交通大臣に提出しなければならない。